

# 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントについて（意見募集）

平成24年6月28日  
厚生労働省  
職業安定局  
派遣・有期労働対策部  
需給調整事業課

この度、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針、派遣先が講ずべき措置に関する指針及び日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、下記のとおり御意見の募集を行います。御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

## 記

### 1. 意見公募期間

平成24年6月28日（木）から平成24年7月27日（金）まで（必着）

※郵送についても、公募期間内の必着とします。

### 2. 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3. 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関する意見」と明記の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

電話での受付はできませんので御了承ください。

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集案件詳細」画面の意見提出フォーム  
へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」  
より提出を行って下さい。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課あて

（パブリック・コメント）と明示して下さい。）

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：[haken-seirei@mhlw.go.jp](mailto:haken-seirei@mhlw.go.jp)

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3502-0516

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課あて

（パブリック・コメント）と明示して下さい。）

#### 4 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。

御意見の提出者が個人の場合は、氏名・住所・連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地・担当者の連絡先を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。

御意見は、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。